

介護療養型医療施設の管理者 様

新潟市福祉部介護保険課長

新潟市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の制定
について（通知）

日頃より，本市の介護保険事業にご理解とご協力をいただき，厚く御礼申し上げます。

さて，地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の制定に基づく介護医療院の創設に伴い，「新潟市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」を平成30年3月20日に公布し，平成30年4月1日から施行することとしています。

この条例の内容については下記のとおりですので，事業の実施に当たっては，これらを了知のうえ，条例を遵守し適正に運営するようお願いいたします。

記

1. 概要

今後，増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため，また，平成29年度末で廃止される介護療養型医療施設の受け皿として，日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや，看取り・ターミナルへの対応等を可能とする機能と，生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設「介護医療院」を創設するもの。

条例の制定に際しては，「介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を制定する省令」を基本としながら，法律の趣旨等を踏まえ，利用者の安心・安全の確保や処遇向上の観点から，市独自の基準も定めています。

2. 条例で定める基準について

この条例で定める基準は厚生労働省令により定める基準に準じたものであり，その解釈及び取扱いについては厚生労働省の通知（「指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布について」（平成30年1月18日発通知【介護保険最新情報 Vol.617】））によるものとします。

ただし，次に掲げる項目（市独自の基準）については次項「3. 条例の解釈及び取扱い」のとおりとします。

- (1) 非常災害対策
- (2) 事業所で提供する食事
- (3) サービスの提供に関する記録の保存期間

3. 条例の解釈及び取扱い

(1) 非常災害対策

施設が策定する非常災害に対する具体的計画については、想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた内容にするとともに、災害に備えた近隣住民、医療機関、他の社会福祉施設との協力関係の構築に努め、また、必要に応じてそれらを利用者及びその家族等に周知しなければならないこととする。

ア 計画の作成に当たっては、施設の立地条件及び実態、地域の地理的実情（施設が土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害危険個所、水防法に基づき指定された浸水想定区域、並びに津波浸水想定区域等に所在しているか等）を確認し、想定される災害の種類（土砂災害・地震・津波・火災等）ごとに、その規模及び被害の程度に応じた実効性のある具体的な計画を立てること。

イ 施設は、非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるよう、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等への協力を得られるよう関係づくりに努めるとともに、医療や福祉に関わる他の事業所等との連携及び協力関係の構築に努めなければならない。

ウ 非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、具体的な計画について必要に応じて利用者及びその家族等に周知し、消火・避難等への協力を得られる体制づくりに努めること。

(2) 施設で提供する食事

新潟市食育推進条例に基づいて地産地消の観点から規定したものであり、地域の旬の食材を活用し、地域の特色ある季節や行事に応じた食事を提供するよう努めること。

(3) サービスの提供に関する記録の保存期間

厚生労働省令において、サービスの提供に関する記録は2年間保存しなければならないと規定されているが、本市においては保存期間を5年間に延長することとしたものである。

4. 条例の施行日

平成30年4月1日

5. その他

条例の全文については、市のホームページから平成30年4月16日（予定）よりダウンロードすることが可能ですのでご利用ください。

新潟市トップページ (<http://www.city.niigata.lg.jp/index.html>)

トップページ > 市政情報 > 条例・規則・要綱・公報 > 公報 > 平成30年掲載分 > 新潟市公報第901号（平成30年4月16日掲載）